

- 医療法第30条の4第2項第14号に規定する基準病床数は下表のとおりとします。
 なお、この基準病床数については、平成28年度から平成29年度まで適用します。

○ 基準病床数

病床種別	医療圏	基準病床数
療養病床 及び 一般病床	名古屋	16,828
	海部	1,614
	尾張中部	1,070
	尾張東部	3,952
	尾張西部	3,676
	尾張北部	5,412
	知多半島	3,131
	西三河北部	2,894
	西三河南部東	2,950
	西三河南部西	4,508
	東三河北部	477
	東三河南部	6,284
	計	52,796
精神病床	全県域	11,525
結核病床	全県域	183
感染症病床	全県域	76

注1: 「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、両病床数を合算した数値です。

注2: 精神、結核、感染症の各病床については、全県単位で整備することとしています。

(参考) 既存病床数 (平成27年9月末現在)

病床種別	医療圏	既存病床数
療養病床 及び 一般病床	名古屋	20,030
	海部	1,940
	尾張中部	862
	尾張東部	4,555
	尾張西部	3,554
	尾張北部	4,852
	知多半島	3,093
	西三河北部	2,383
	西三河南部東	2,295
	西三河南部西	4,621
	東三河北部	494
	東三河南部	6,424
	計	55,103
精神病床	全県域	12,842
結核病床	全県域	200
感染症病床	全県域	72

注: 既存病床数は、病院の開設許可病床数等を基に医療法第7条の2第4項の規定に基づき補正を行った後の数であり、既に承認された病床整備計画を反映した数です。

なお、既存病床数は、平成27年9月末以降の病院・有床診療所の許可、廃止届等により変更されます。